

船橋本孝子伝の成立

——その改修時期をめぐって——

黒田 彰

〔抄録〕

わが国にのみ伝存する完本孝子伝二種の内、船橋本孝子伝の成立、改修時期については、従来明徴を欠いたまま、唐代以降の成立、改修が推定されてきた。小稿においては、陽明本にあつて「州郡」の用語が使われている部分が、船橋本では全て「州県」に改められていることに注目、「州県」が隋唐以降の用語である

所から、制度史的な考察を踏まえつつ、船橋本孝子伝の隋唐以降の成立、改修を立証する。さらに取り上げた例話に関し、孝子伝における復讐論の文学史的意義について付論する。

キーワード 孝子伝、州郡県、孝と復讐、東婦節女、眉間尺

—

我が国伝存、完本孝子伝二本（陽明本、船橋本）の成立時期については、未だ定説を見ない。研究史を溯り、最も信を置くに足る説と思われるのは、かつて西野貞治氏の出された説である¹⁾。即ち、西野氏は、まず陽明本に関して、「二本が元来同一の系統に属」することを認め、¹⁾「陽明本がより古い型を存すると思われる」とし、陽明本の成立時期は、「記載人物……の下限が南朝宋の人物であり」、「出典の

最も新しいものは梁の沈約の宋書である所から、「六朝末期」ないし、「梁陳隋の間の成立かと推考」される。さらに氏は、陽明本「には六朝末期に北朝に成立した孝子伝の形態が承襲されていると推定される」とも言われる。次に船橋本について、西野氏は、「陽明本と全く同じでない更に古い形の本によつたことを偲ばせる」としつつも、船橋本が「後の改修を経たと思われる」諸点を指摘、その改修時期は、船橋本に特徴的な「俗語的語彙」の一つ、「阿嬢」という言葉が、「中唐以前の鈔本の見られぬ敦煌出土の変文の中に多く見られるのが最も

早い用例のようで、八卷本搜神記卷四太祖七児の条の……用例は更に時代が降^ろうことを根拠として、「中唐以降と考えられ^る」^と言い、また、その成立時期は、「十二世紀初頭の成立と考えられる我が今昔物語集は清家本（即ち、船橋本）によつてゐるから、北宋末頃迄に成立していたと推定される」と述べられた。この西野説というものは、基本的に従うべき説と思われるが、例えば船橋本の成立時期の下限に關して、我が国の今昔物語集を使われる点、やや不安定な感がなくもない。今昔物語集の成立を十二世紀初頭と押さえるとして、その今昔の利用した注好選が、やはり船橋本系の孝子伝に依拠する等、単純でない事情が存するためである。船橋本の成立下限は、おそらく北宋末までは降らず、唐代としておいて良いのではないか。さらに言えば、同じく船橋本の改修期上限に關しても、その根拠を「阿嬢」という語の現れる上限に置かれた点、今後修正の余地なしとしない。小稿においては、西野説の驥尾に付しながら、主に船橋本の改修、成立時期の問題をめぐつて、聊か視点を交えつつ、その補強を試みたいと思う。小論で、これから取り上げようとするのは、「州郡」「州県」という二つの言葉である。以下、この二つの言葉の異同を手掛りに船橋本の改修、成立時期について、若干の考察を加えてみる。

陽明本孝子伝においては、「州郡」という言葉が第7条魏陽、18条毛義、31許孜の三条に互り、各一例ずつ計三箇所に出現する。さて、陽明、船橋二本の孝子伝を対照させると、船橋本にあっては、その三箇所全てが「州県」という言葉に変化している。因みに、「州郡」、「州県」という言葉の陽明、船橋両本における用例というものは、右

の三例ずつに尽きる。次に、陽明、船橋二本の孝子伝本文を対照させて、その三箇所を掲げる（句読点を施し、船橋本の返点等は省く）。

7 魏陽

・州郡上表、称其孝徳。官不問其罪、加其禄位也（陽明本）

・州県聞之、不推其罪。称其孝徳、加以禄位也（船橋本）

18 毛義

・及至母亡、州郡以公車迎之。義曰、我昔忝孝廉之命、只為家貧无

可供養母。々命既亡、復更仕。於是鄉人感称其孝也（陽明本）

・母没之後、州県迎車。於時義曰、我昔欣孝廉之名、如今載公家車。

遂不乘也（船橋本）

31 許孜

・州郡感其孝、名其郷曰孝順里。郷人為之立廟、至今在焉也（陽明本）

本）

・爰州県感之、其至孝郷名曰孝順里。々人為之立廟、于今猶存也

（船橋本）

州、郡、県というのは、古代中国における行政区画の称であり、宮崎市定氏『九品官人法の研究 科挙前史』によれば、それは「州—郡—県の三段階の統属方法」（一編一九）により、「漢代まで、地方自治の単位は郡であり、州は単にこれを監督する区分に過ぎず、決して郡の上に立つ行政区分ではなかったのである。従つて郡の太守は秩二千石であるが州刺史は秩六百石にすぎない。州の刺史は一個所に留まっているのでなく、絶えず地方を巡行して非違を檢察すべきであった。それが後漢の頃から次第に行政官となり、將軍となり、治所をもち、

郡を支配する官長に変化してきた。併しながら魏晋に入っても、郡は行政単位であっても自治団体的な色彩が強く、州も同じく行政単位ではあるがそれは中央からの出先機関という色彩が濃厚である」(二編第二章一)、また、「漢代には地方の郡が中央に直属し、幾つかの郡を纏めて州と称したが、この州は監督区分であって行政区分ではなかった。然るに後漢の末頃になると、州は純然たる行政区分となり、州刺史は郡太守の上に立って之を支配する機関となった。然るに今度〔東晋以後〕は、更に州の上に都督府なるものが設けられ、この軍府が州を支配するようになった」(二編第三章五)とされている。「地方末端の県の長官」(二編一章二)は令、長である。

さて、先に引用した陽明、船橋本孝子伝三例の内、7魏陽条の具体的な内容に関しては、後程改めて触れることにして、ここでごく簡単に、陽明本における「州郡」という言葉の用例三つを、説明しておく。まず7魏陽の場合であるが、父を養う魏陽は、父が市でならず者の少年に殴られ戟を奪われた時、何も手出しせず、県令にそれを咎められる。そして、魏陽は、父の没後に敵の少年の頭を斬って、父の墓前にそれを祭る、という話の末尾に見出される用例である。陽明本の「州郡」云々は、郡太守、州刺史が天子(朝廷)に上奏したということである(郡へは、県令が上申したのであろう)。これは例えば、宋書九十一に、

州郡上言、有司奏曰……賜其母穀百斛

或いは、魏書八十六に、

守令聞之、親自臨見。州以聞奏

などとあるものと同じ用法と言える。因みに、梁書四十七には、州の上表により、天子から爵位を加えられた例なども見える。次に、18毛義の場合であるが、毛義は、郡から孝廉に挙げられ、歡喜する(孝廉は、郡の常挙で、毎年人口に応じた人数を選挙する⁽⁴⁾)。ところが、それを目撃した郷人によって、普段帝位さえ受けまいように見える、毛義の振舞に反していると訛られる、という話の結びに見える用例である。

陽明本「州郡」云々前後の意味は、毛義は母の没後、州郡の察挙によって郡における公車の試、即ち、天子の試問に徴されたが、毛義はそれに応じようとしなかった、ということである。孝子伝においては、毛義の公車に徴された経緯は不明となっているが、毛義に関する他資料には、「後挙賢良、公車徴、遂不至」(後漢書三十九)等とされている(賢良は、郡の臨時の選挙科目である制科の一)。これは例えば、後漢書七十九上に、

初仕州郡……公車徴、皆称疾不就

同八十下に、

州郡累召、公車有道徴、並称疾不到

などとあるものと同様の用法と言えよう(有道は、漢代の学士科目の一)。孝廉等に言及する例としては、同七十九下の、「郡挙孝廉、州辟公車徴、皆不就」、同五十六の「挙孝廉、茂才、辟公府、皆不就。公車特徴、病卒」などが上げられる(茂才は、秀才に同じ。州の常挙で、毎年一人を選挙する)。最後に、31許孜の場合は、許孜が一人で父母の立派な墓を築いたという話の、結尾中の用例である。これは例えば、後漢書八十一の、

刺史郡守各為立碑表墓焉

また、前引宋書九十一の、

州郡上言、有司奏曰……改其里為孝義里

などと同じ用法であろう。陽明本「名其郷曰孝順里」以下は、許孜についての唯一の関連資料である晋書八十八「邑人号其居為孝順里」と一致しないが、西野貞治氏は、「唐撰の晋書」を陽明本の出典と見ることに、強い疑念を表されており、今暫くそれに従う。そして、陽明本における三例の「州郡」は、六朝以前のその用法に、およそ適ったものであることが分かる。

二

一方、船橋本における「州県」の三例についてはどうであろうか。

船橋本に特徴的な、この「州県」という言葉の用法については、小川環樹氏等編『新字源』の「州」字「州県」①の項目に、次のような興味深い説明が見出される（尾崎雄二郎氏等編『大字源』にも⁶⁾）。

郡県に同じで、隋以後の言い方。県は、州の中の小さい行政区域この説明に従うならば、陽明本に見えず、船橋本にだけ見られる、三つの「州県」の用例は、船橋本の隋代以後の改修、成立を物語る、証左となるであろう。

漢代以降、州、郡、県、の三つの行政区分を組み合わせ、例えば上から「州郡」、或いは、二つ目から「郡県」と熟して呼ぶことは、一般的であり珍しくないが、中間の郡を飛ばした、「州県」という言い方が用いられるについては、郡に纏わる歴史的経緯が存するのである。

即ち、「そののち州の数が増し、州の面積を縮小し、隋・唐では州と郡とは同じになった」（『新字源』「州郡」の項）という結果を招く、隋による郡の廃止である。宮崎市定氏『九品官人法の研究 科挙前史』は、

〔隋〕開皇二（五八三）年には中国地方制度の上で劃期的な変革が実施された。それは郡を廃して、州が直接に県を統べるという制度が始まったことである。尤も之には当然そうなるべき理由があり、魏晋以来、州も郡も次第に分割されると共にその数が多くなってきた。隋書卷二十九地理志によれば北周末、大象二年に華北には州二百一十一、郡五百八、県千二百四あったという。一州が二郡余りを管轄し、一郡が二県強を支配する勘定になる。そこで中間の郡を廃止しても、一州が五県を管轄するに過ぎないのである。実利主義者の文帝が当然考えつべき結論であった。ところでこの改革の裏には二つの大きな目的が秘められている。一つは冗員の整理であり、一つは貴族制度に対する弾圧である（二編 五章一五）

と言う。このことは、「郡が廃止されると、漢以来の郡からは孝廉という名目が立たなくな」るなど、「選挙制度を改革することを促し」、進士の登場等を通じて、後世の科挙の開始へと繋がってゆく（同一編二〇）。そして、これ以後、州と郡とは実質的に同じものとなり（「郡県に同じ」へ『新字源』「州県」項）とされるのはこのことである）、名称の交代を繰り返すのである。

さて、「州県」という言葉が用いられるようになる語史的背景には、

そのような地方制度の改革が、前提にあったことが分かる。そこで、右の前提を踏まえて、「州県」（船橋本）が「隋以後の言い方」（『新字源』）となし得るか否か、改めて確認してみたいと思う。取り敢えず隋より前に撰ばれた正史を取り上げ、その「州県」の用例辺りを、まづ手掛りとしよう。以下に取り上げる正史は、史記、漢書、後漢書（宋、范曄撰）、三国志（晋、陳寿撰）、宋書（梁、沈約撰）、南齊書（梁、蕭子顯撰）、魏書（北齊、魏收撰）の七書となる。内、史記、漢書には「州県」の用例が見えず（但し、漢書の注へ後漢、服虔注）には一例が見える）、且つ、宋書、南齊書にも見当たらない。残る四書には、後漢書に三例（但し、藤田至善氏『後漢書語彙集成』上によると、一例）、三国志に二例（また、宋、裴松之の注に一例）、魏書に二例、計七例（また、注二例を加えれば、計九例）の「州県」の用例を拾うことが出来る。左に、注の二例も加えた、その九例を掲げる（中華書局の標点本に基づき、百衲本その他を参照する。参考として書下し文へ「」を添えた）。

- (1) 論曰、中興之業、誠艱難也。然敵無秦項之疆、人資附漢之思。雖懷璽紆紱、跨陵州県、殊名詭号、千隊為群、尚未足以為比功上烈也（後漢書18）〔論に曰わく、中興の業、誠に艱難なり。然も敵秦・項の疆き無く、人漢に附くの思いに資る。璽を懷き紱を紆いて州県を跨陵し、名を殊にし号を詭りて千隊を群と為すと雖も、尚未だ以つて功を上烈に比するを為すに足らざるなり〕
- (2) 太尉李固上疏救曰、臣伏聞討捕所傷、本非鬻承之意。実由県吏懼法畏罪、迫逐深苦、致此不詳。比盜賊群起、処処未絶。鬻承以首举大姦、而相隨受罪。臣恐沮傷州県糾発之意、更共飾匿、莫復尽

心（後漢書56）〔太尉李固上疏して救いて曰わく、臣伏して聞く、討捕して傷らるるは、もと鬻・承の意に非ずと。実に県吏の法を懼れ罪を畏るるによりて、深苦に迫り逐われ、この不詳を致す。ちかごろ盜賊群起して、処々に未だ絶えず。鬻・承首めて大姦を挙ぐるを以つて、而も相從いて罪を受けば、臣恐る、州県糾発するの意を沮傷し、更に共に飾り匿して、また尽心することなからんを〕

- (3) 和帝即位、分遣使者、皆徵服單行、各至州県、觀採風謡（後漢書82上）〔和帝位に即き、使者を分け遣わすに、皆徵服單行し、各州県に至り、風謡を觀採らしむ〕
- (4) 自臣昔客始至之時、珠崖除州県嫁娶、皆須八月引戸、人民集会之時、男女自相可適、乃為夫妻、父母不能止（三国志53呉書8）〔臣昔客として始めて至るの時、珠崖の州県の嫁娶を除き、皆八月引戸、人民集会の時を須つて男女自ら相適ぐべく、乃ち夫妻と為り、父母も止むることあたわず〕
- (5) 先帝時、居官者咸久於其位、然後考績黜陟。今州県職司、或莅政無幾、便徵召遷轉、迎新送旧、紛紜道路。傷財害民、於是為甚。是不遵先帝十九也（三国志61呉書16）〔先帝の時、官に居る者はみな其の位に久しくして、然る後に考績し黜陟す。今州県の職司、或いは政に莅むこと幾くも無きに、便ち徵召し遷轉し、新しきを迎へ旧きを送りて、道路に紛紜す。財を傷り民を害うこと、是こに於いて甚だしと為す。是先帝に遵わざるの十九なり〕
- (6) 身歿後、乞葬河内州県之東郷。依古墓而不墳、足藏髮齒而已（魏

書38）（身歿するの後、河内州県の東郷に葬られんことを乞う。古墓に依りて墳うづもらず、髪・齒を蔵おさむるに足るのみ）

(7) 又制諸州置三刺史……郡置三太守……県置三令長……刺史令長各之州県、以太守上有刺史、下有令長、雖置而未臨民（魏書113）

〔又制して諸州に三刺史を置く……郡に三太守を置く……県に三令長を置く……刺史・令長各おのおのの州県は、太守を以って上に刺史あり、下に令長ありて、置くと雖も未だ民に臨ましめず〕

(8) 服虔曰、眩雷、地在烏孫北也。眩音州県之県（漢書94上、服虔注）

〔服虔曰わく、眩雷は、地烏孫の北に在るなり。眩の音は州県の県なり〕

(9) 是後詔書勅三府、拳奏州県政理無効、民為作謠言者免罷之（三國志1魏書1、裴松之注）〔是の後詔書して三府に勅し、州県の政理の効無きを拳奏せしめ、民為に謠言を作る者は之を免罷す〕

次に、上記九例の「州県」について、各文中における意味を検討する。但し、いずれの場合も制度上、州と県との間に、郡が存在した時期の用例であることを、念頭に置いて解釈する必要がある。まず(1)は、臧宮伝の論贊に見える用例である。傍線部「州県」の意味は、州から県までを支配下に収めて、ということであろう。州、郡、県と並列するのと似た意味を持つが、中間の郡を省略することによって、上は州から下は県に至るまでという、一種強調の意味の熟語になるらしい。(2)は、法に従った益州刺史高冲、巴郡太守応承の二人が、不当に罪せられそうになった時、三公の首、太尉李固が、それを救おうとして書いた、上疏文に見えるものである。傍線部「州県」の意味は、このよ

うなことでは、州から県まで、非法を正し明らかにする意欲をなくしてしまうのみならず、互いに上辺だけを取り繕って事実を隠し、以前の如く誠実に振舞おうとはしなくなることを、臣下の李固は恐れます、ということであろう。この「州県」に関しては、同じ後漢書46に、「百姓流亡、盜賊並起、郡県更相節匿、莫肯糾發」とあるのが目を惹く。(2)の「州県」が同様の文脈の中で、「郡県」（波線部）と表記されているのである。このことは、(2)の「州県」が単なる州と県との並列でなく、当然郡も含意した用法であることを示すと同時に、後述の如く、(2)の「州県」が元来の表記かどうかという、疑いをも呼び起こすことになる。(3)は、即位した和帝が、忍びの使いを地方へ派遣して、各自政情を視察させたという記述に見える用例で、傍線部「州県」の意味は、使者をそれぞれ州から県まで限なく到らせて、風謠（政情に関する流行歌）を観察、採集させたということであろう。(4)（及び、(6)）に関しては、今一つ意味が明らかでない。(4)は、合浦、交陞太守薛綜が、交州刺史呂岱の後任人事を憂えた上疏文の内、薛綜がかつて客として当地を訪れた際の、当地における婚姻の状況について述べた、記事に見える用例である。強いて傍線部「州県」の意味を解釈してみるならば、朱崖郡においては、中央より派遣された州から県までの官人の婚姻を除き、当地人のそれは誰でも、八月戸毎、人々が会合する時を期して、男女がそれぞれ自分で相手を選び結婚する習慣で、二人はそのまま夫婦となって、両親もそれを止めることは出来ない、ということであろうか。

また、(5)は、呉第四代の孫皓を諫めた陸凱の上疏文中、先帝に対する非違二十箇事を上げる第十九番目の、尋常ではない地方官人事の拙速過ぎるやり方を、諫めた記述に見える用例である。傍線部「州県」の意味は、今や州から県まで役所の仕事の責任をもつべき者が、政務に就くとすぐ召し返され、次の官職に移ってしまうので、新任者と前任者の送迎に、道路の混雑が止むことのない有様である、ということであろう。ところで、この(5)の「州県」は、例えば殷本及び、和刻本(汲古書院版和刻本正史所収)に、「州郡」と作る。(6)も解釈し難い。(6)は、北魏に仕えた南朝人の王慧竜が、臨終に際し、没後の葬地のことを、功曹鄭暉に託した遺言に見えるものである。今、例えば魏書106上地形志上に、「懷州……河内郡……領県四……野王漢晉屬、州郡治」等とあるのを参考にして、強いて解釈してみれば、河内において州から県までの施設を望む、その東方の地に葬って欲しいということであろうか。(7)は、官氏志における、天始三(四〇六)年の制に見える用例である。「三刺史」等の「三」は、上中下三種の区別を指す。傍線部「州県」の意味は、刺史、令長をそれぞれに戴く州と県とは、郡太守を挟んで上に刺史があり、下に令長があらしめられて、ということである。(7)の「州県」は、郡に対し、単に州と県とを二語並列しただけで、熟語ではあるまい。(8)及び、(9)は、正史の本文でなく、注に見える「州県」の用例である。(8)は、漢書の服虔注の、「眩雷」という地名に関する注に見えるそれである。傍線部「州県」の意味は、眩

の音は、州、県と言うときの県と同じ、ということであって、この(8)の「州県」も、州と県とを二語並列したものと思われ、熟語ではないだろう。(9)は、三国志の裴松之注に引用された、魏書の中に見える用例である。傍線部「州県」の意味は、曹操の上書の後、霊帝は三公の府に詔書を以って勅し、州から県までの政治において業績が上がらず、民衆がそれを風謡にしている者を上奏させ、罷免しようとした、ということである。さて、以上九例の「州県」の意味する所を纏めてみると、まず(7)(8)二例は、熟語と認められず、考察から除外してよいであろう。残る七例の「州県」については、(1)(2)(3)(5)(9)五例が、上は州から下は県までという意味である。(4)(6)も、確実ではないものの、それに準じてよさそうだ。すると、六朝以前の「州県」という言葉は、前述の如く、州から県までということの意味する熟語であって、「州郡県」と殆ど同義語であり、中間の郡を省略することによる、その強調的な言い換えと捉えることが出来よう。

ところで、陽明本における「州郡」という言葉は、文脈からして明らかに、郡から州へ上申する(さらに天子へ朝廷へ上奏する)という、制度機能上の意味を負っている。そして、陽明本と対照する時、船橋本の「州県」という言葉も、確実に同様の意味を持っている。しかし、例えば上記の正史における「州県」の用例には、そのような制度機能上の意味はない。つまり、郡が存在するにも拘わらず、「州」と言うのだから、「隋以後」の「郡県」の意味(『新字源』)でもないし、船橋本の如き、県から州(郡)へという意味でもない。それらは、船橋本の「州県」と字面こそ似るが、船橋本とは明らかに異なった用例と

すべきであろう。さらに言えば、船橋本の「州県」の意味するような用例は、六朝以前には存在しない。それにしても、例えば六朝以前の正史における、「州県」という言葉の用例数が九例（(7)(8)を除けば、七例）というのは、一方の「州郡」と較べ、非常に少ない（前述、藤田至善氏の『後漢書語彙集成』に拠るならば、藤田氏は(1)(3)を採られないので、さらに二例減って七例となる。加えて、(7)(8)を除けば五例。以上の九例については、一応百衲本で確認してあるが、百衲本も宋以降のものであり、なお(5)を殿本、和刻本に「州郡」に作る等、また、(2)を見ても、後の改竄に掛るものを含む可能性があつて、九例というのは、あくまで相対的な用例数に過ぎないことに、注意する必要がある）。このことは、六朝以前における「州県」という言葉の用法が、どちらかと言えば特殊であつたことを示している。その理由はやはり、制度上厳然と存在する、中間の郡を省略した語法となるからであろう。ここで、もう一方の「州郡（陽明本）」という言葉に眼を転じてみる。例えば後漢書の場合、藤田氏の『後漢書語彙集成』に拠れば、「州県」一例に対し、「州郡」は一二五例（内、注三例）となつている。この対照的な数値の指し示す所は明らかで、当時一般的に用いられたのは、「州郡」（また、郡県）という言葉であり、それに対して、「州県」という言葉は殆ど用いられることがなかつたということである（「州郡」の用例数は、数だけ見る限り、例えば三国志〈注共〉、魏書においても、優に百を越える。この対比は、六朝以前撰述の正史のみならず、唐撰述の六朝正史においても認められ、例えば晋書では、「州県」の二例に対し、「州郡」はやはり百を越えており（北史も同じ）、梁書以下、大体同じ傾向を示す。中で、北史の

み、「州県」の用例が四十例近いのは、隋を含むためである）。そして、「州郡」の用例数に関して興味深いのは、隋書以後、その数の激減することである。数だけ見ても、例えば隋書、旧唐書においては三十例前後となり、さらに新唐書に至っては僅か五例を数えるのみとなつてしまふ。それと連動するように、隋書以降、用例数の激増するのが「州県」で、隋書において五十例近くを数え、旧唐書、新唐書においては優に二百を越えることになる。この数値の入れ替わりは、隋による郡の廃止が歴史的な既成事実としてある以上、当然と言えば当然の現象としなければならぬが、しかし、なおのこと注意すべきは、制度史の変化が語史の上に綺麗に投影し、六朝から隋唐にかけて、「州郡」という言葉が「州県」に取って替わられる、その過程を如実に示すものとなつてゐることである。

さて、陽明本の「州郡」と、船橋本の「州県」との先後関係は、陽明本の「州郡」が先なのであつて、その逆ではあり得ない。この点は、右の「州郡」と「州県」の語史的な趨勢からも、裏付けることが出来る。故に、船橋本における三例の「州県」については、陽明本の「州郡」を言い換えたものと見なければならぬ。そして、船橋本のその言い換えは、船橋本と同様の「州県」の用例が、六朝以前に溯らないことから、それは隋代以後に行われたものと考えることが出来る。また、船橋本における、このような「州郡」から「州県」への言い換えに関しては、例えば唐、李延寿撰の南史に、面白い例が見出される。次に掲げるのは、先にも引いた宋書九十一の文章である。

州郡上言、有司奏曰……賜其母穀百斛

代以降の改修、及び、成立を、端的に物語るものだからである。そして、右の事実を以って、冒頭に紹介した西野説を、聊か補強しておきたいと思う。

四

以上、船橋本孝子伝の改修、成立時期の問題をめぐって、陽明、船橋本孝子伝の中から、7魏陽を始めとする三名の孝子譚を取り上げた。それら三名の孝子譚については、原則として粗筋を述べるに留めたが、三名の孝子譚それぞれに関してはまた、触れるべき問題がない訳ではない。ここでは、それら三名の内、魏陽について一、二、気の付いた事柄を述べておきたい。

まず陽明、船橋本孝子伝7魏陽の本文の全文を、改めて左に紹介する。

陽明本

沛郡人魏陽、至孝也。少失母、独与父居。孝養蒸蒸。其父有利戟、市南少年欲得之、於路打奪其父、陽乃叩頭。県令召問曰、人打汝父。何故不報、為力不禁耶。荅曰、今吾若即報父怨、正有飢渴之憂。県令大諾之。阿父終没、即斬得彼人頭、以祭父墓。州郡上表、称其孝德。官不問其罪、加其禄位也。

船橋本

魏陽者、沛郡人也。少而母亡、与父居也。養父蒸蒸。其父有利戟、時壯士、相市南路、打奪戟矣。其父叩頭。於時県令聞之、召陽問云、何故不報父仇。陽荅云、如今報父敵者、令父致飢渴之憂。父

没之後、遂斬敵頭、以祭父墓。州郡聞之、不推其罪、称其孝德、加以禄位也

この魏陽譚の場合、現在に残された関連資料というものが非常に少ない。文献資料として知り得るのは、蕭広濟孝子伝（太平御覽三五二所引）、及び、逸名孝子伝（太平御覽四八二所引）の二書の逸文に過ぎず（二者とも弗津林の古孝子伝に引かれる。前者は、陶方琦の蕭広濟孝子伝輯本（漢華室遺著所収）にも引かれる）、また、経国集二十に収める、天平五年七月二十九日の大神虫麻呂による時務策中に、僅かに言及が見られるのみである。参考までに、蕭広濟孝子伝、逸名孝子伝の本文を、次に掲げておく。

・蕭広濟孝子伝曰、魏陽、不知何処人、独与父居。父有利戟、市南少年求之。陽曰、老父所服、不敢相許。少年怒、道逢陽父打。

陽叩頭請罪。父没。陽断少年頭、以謝父冢前（太平御覽三五二所引）

・孝子伝曰、魏湯、少失其母、独与父居。色養蒸蒸、尽於孝道。父有所服刀戟、市南少年欲得之。湯曰、此老父所愛、不敢相許。於是少年、欧搗湯父。湯叩頭拜謝之、不止。行路書生牽止之、僅而得免。後父寿終。湯乃殺少年、断其頭、以謝父墓焉（太平御覽四八二所引）

逸名孝子伝を見ると、例えば主人公の名を「魏湯」に作っており、陽明、船橋本の「魏陽」と一致しない。陽明、船橋本のみを見れば、「魏陽」は日本における訛伝とも見えるが、一方で蕭広濟孝子伝が「魏陽」に作っているから、それも当たらず、逆に、「魏陽」も随分と

古い由緒をもつ呼称であることが分かる。さて、「魏陽」「魏湯」の二つはどちらが正しいのか、文献資料による限り、目下の所その判定は不可能とすべきであろう。

ところで、そのような文献資料の欠を補うものとして注目されるのが、後漢以来の豊富な遺品を今日に伝える、孝子伝の画像資料である⁽⁸⁾。管見に入った孝子伝図の内、魏陽図と確認し得るものとしては、後漢武氏祠画像石（「湯父」「魏湯」、後漢楽浪彩篋（「魏湯」「湯父」、和林格爾後漢壁画墓（「魏昌父」「魏昌」）などがある（一）内は榜題）。そして、これらの榜題を見ると、古く後漢の魏陽図は、「魏陽」の「陽」字を「湯」に作っている（和林格爾後漢壁画墓の「昌」は略字であり、存疑）。すると、どうやら「魏陽」は「魏湯」が正しく、逸名孝子伝こそ主人公の名前を正確に伝えたものらしい。加えて、右記の画像資料中、後漢楽浪彩篋の魏陽図の解釈に関しては最近、東野治之氏が画期的な見解を示された。同時に東野氏は、漢代以来の所謂孝子伝図の様式についても、傾聴すべき仮説を提示されている⁽⁹⁾。以下にそれを紹介しておく。

ただこの彩篋の漆画の人物名については、釈読になお問題を残す箇所がある。令□がそれである。この部分は画面向かって左から、□□、令女、令妻、令□と、四人の人物が描かれ、その右に魏陽の故事として、陽父、魏陽、侍郎の三名が順に描かれている。人物に付けられた人名の字は隸書体であるが、装飾的に崩されているため、読みづらい部分があり、吉川幸次郎氏は左から四人の一群を、令□という孝子に関する故事として示されたものの、内容

は不明とされた。しかしこの四人は独立の話柄ではなく、右側に続く魏陽の故事と一連のものであろう。魏陽の父と令□が向き合う形に描かれているのは、令□と魏陽の父及び魏陽が、対話する様を表わしているのと見るべきである。伝えられる魏陽の故事では、市で若いならず者から魏陽の父が恥辱をうけ、魏陽が県令から召問される件りがある。その様を父を加えて描いたのがこの図で、魏陽の父と対座しているのは、その県令と解すべきであろう。

「令」の下の字は、崩れているが「君」とみてよいのではなからうか。「令君」は、尚書令をもさすが、この場合、県令の尊称であらう。また左端の男性は「青郎」と読みうるように思う。「郎」は他にみえる「侍郎」のそれとは異なるが、軟かくくだけた書き方であらう。この「青郎」は恐らく若者、学生などの意で、魏陽の故事に、ならず者から魏陽の父を救ったと見える「書生」を表わしているのであろう。県令の妻や女、侍郎は故事中にみえないが、画面を多彩にするため添えられたと解して差支えあるまい。他の孝子についても、孝婦、侍郎など、故事に直接関係しない人物が現れている。こう考えると、彩篋の長辺の一つは七割方魏陽の故事だけで占められていることになるが、本来この彩画は全体として厳密な構成があったとはみえない。元になる材料があつて、余白を勘案しつつ適宜故事を嵌込んだものと思われる。こうした画面構成上のアンバランスは、かえって作画の背景に、本格的な画卷形式の孝子伝図があつたことを暗示するといえよう

そして、後漢楽浪彩篋の魏陽図の基づいたであらう、漢以来の孝子伝

図に関して、

確かに少なくとも南北朝時代には『孝子図』なる書が行われ、絵画と孝子の伝を合わせた形で流付したことは認めてよい。劉向という特定の人物に帰することはできないにせよ、そのはじまりは前漢まで溯ってもおかしくないであろう。中国の史料に具体的な作品の著録は見出せないが、有名な後漢王延寿の魯靈光殿賦（『文選』卷十一）の記述や、楽浪彩篋塚出土の彩篋に施された漆画、武氏祠画像石の主題などから、孝子伝図の存在を後漢代に認める見解も既に出されている。彩篋の漆画や画像石は、人物の横に榜題が付けられ、故事の内容を示すようになってはいるが、この形は南北朝時代の石棺の線刻画や屏風・漆棺の画などにも踏襲されてゆく。横に展開するこうした画面形式が、本格絵画の画卷の形式と類似するのは、いうまでもないところであろう。このような意味で、現存遺品中、年代も古く本格絵画に近い彩篋の漆画は注目すべき作例といえる……狭い画面であるため、人物の横に書入れられた文字も人物名のみであるが、画卷を彷彿させる画質の高さを備えている。北魏漆棺の彩画などから類推すれば、画卷においては、人物名以外にストーリーの展開に関わる文が画の間に挿入され、おそらく現存の伝願愷之画『女史箴図』（大英博物館蔵）のような体裁をとっていたのであろう。

と言われる。魏陽の図については、従来別画とされてきた、魏陽の場面に続く左側の図も、それに含めて解釈しようとするもので、左側の図の難読を極める榜題を、「令君」「青郎」等と改めて判読された点も

併せ、首肯すべき解釈のように思う。殊に榜題の「青郎」に関しては、早く戦前に同じ試読があるが、東野氏は、「なお彩篋の文字が「書郎」の二字をくだけた書体で書いたものである可能性も考えられる」とも述べられ（注の28）、氏の仮説に従うとすれば、後漢楽浪彩篋の魏陽図に基づいた孝子伝のテキストは、前引逸名孝子伝に極めて近いものということになる。何故なら、蕭広済孝子伝や陽明、船橋本には、仲裁者としての書生が登場しないからである。しかし、一方で後漢楽浪彩篋に描かれた「令君」即ち、県令は、逸名孝子伝（また、蕭広済孝子伝）には登場せず、それが見えるのは陽明、船橋本孝子伝のみとなっている。このことは、逸名孝子伝や陽明、船橋本孝子伝がそれぞれ部分的に、後漢以前の極めて古い姿を今日に伝えていることを、強く示唆するものである。憶測を逞しくすれば、陽明、船橋本も含めた所謂、逸名孝子伝の根幹自体の成立は、おそらく後漢以前へと溯る可能性が高い。

さて、陽明、船橋本孝子伝の魏陽条については、もう一つ指摘しておきたいことがある。経国集二十、天平五年七月二十九日の大神虫麻呂による時務策に、

魏陽斬首、存薦祭之心^一

と、魏陽に言及する文辞のあることに、早くから注目されていたのは、小島憲之氏である。そして、この文辞に関して小島氏は、陽明、船橋本孝子伝の魏陽を掲げ、さらに蕭広済孝子伝及び、逸名孝子伝にも留意した上で、

作者虫麻呂は、種類のかなり多い『孝子伝』の記事の何れか、或

いは某類書所収の孝子説話などを通じて、魏陽説話を学んだものであろう^⑪

と結論されている。ここで考えてみたいのが、虫麻呂の時務策に記された、傍線部「薦祭」という言葉における、「祭」という文字のことである（薦は、供える意）。上掲の蕭広濟孝子伝、逸名孝子伝を見ると、いずれも少年の首を斬ったことは見えるものの、両書共、父の墓前に「謝」したと記すのみで、その首を墓前に「祭」ったことは見えない。さらに、時務策は、主人公を「魏陽」と綴るから、魏湯系の逸名孝子伝に拠ったものでもない。そして、我が国伝存の陽明、船橋本孝子伝だけは、共にその首を、

以祭父墓

と記すのであって、やはり大神虫麻呂の見た書物が、陽明、船橋本のような孝子伝であったことを示している。その孝子伝は、陽明、船橋本共に「祭」字を有するから、両本のいずれであっても構わないが、どちらかと言えば、陽明本の方を考えておきたい。陽明本孝子伝の伝来については、かつて令集解所引の古記に引く原谷条をめぐり、その時期を天平十（七三八）年以前と推定したことがある^⑫。それは、天平十年以前成立の古記による、陽明本孝子伝の引用を骨子としたものだが、その際気になったことが、二つある。一つは、類書を通じた間接引用の可能性も、当然考慮されようこと、一つは、古記における陽明本の引用が、原谷一条の孤例に留まることである。第一の問題に関しては、東野氏前掲論文が、古記による「云」「曰」の書き分けとその引用形態の相違を論じ、「云」が直接引用を示すものとされたこと

で、古記における陽明本の引用が、一層明確なものとなった。そして、虫麻呂の見た孝子伝を陽明本と指定することにより、第二の問題について、我が国上代における二例目の、陽明本の受容を付け加えることが出来る。故に、陽明本孝子伝の伝来は、大神虫麻呂の対策文が天平五（七三三）年という年紀をもっているもので、先に推定した天平十年をさらに五年程溯り、天平五年以前と考えてよいであろう。

五

父が目の前でならず者に殴られ、戟を強奪された時、魏陽はひたすら詫びるのみで、父を守る行動は何一つ取らなかった。県令が咎めたのは、魏陽のその消極的な姿勢であり、県令のみならずそのような魏陽の態度に、誰しも不審を抱かずにはいられないであろう。その消極的な姿勢に関しては、魏陽自身の口から、父への供養を旨とする胸中が明かされ、それはそれなりに孝に基づく態度であったことも、一応納得し得るが、しかし、魏陽譚が孝子伝に入れられた理由は、おそらく日常的な父への供養などという、一般的な孝の名目のためではなからう。果して父の没後、魏陽はならず者の少年を殺害している。つまり魏陽譚は、どこから見ても復讐譚なのであって（船橋本は「斬敵頭」と言う）、孝子伝は、魏陽譚が正に復讐譚であったからこそ、その話を伝中に採ったものと思われぬ。さて、魏陽譚のような復讐譚が、どうして孝子伝に入れられることになるのか、その理由を知るためには、復讐譚の背景にある、漢代以来の復讐という概念がもつ所の社会的、法的な機制を、改めて考えてみる必要があるだろう。

孝と復讐との関係については、例えば桑原隲藏氏の古典的名著『中国の孝道』に、明快な定義を見る。¹⁴⁾

孝道は中国の社会や国家にとつての生命である。復讐……は、孝情の発露である

その上で、桑原氏は、「儒教は元來復讐を是認する……復讐を是認するのみならず、さらに進んで復讐は至親に対する一種の義務とさえ見做している」と規定されている。そして、氏の「親に対する……義務」と言われた復讐の概念が、社会的、法的には実際どのように機能したのか、その具体的な機制を明らかにされた労作として、牧野巽氏による論攷「漢代における復讐」がある。¹⁵⁾そこで、以下、牧野論文を手掛りとして、陽明、船橋本孝子伝における、魏陽譚を始めとする復讐譚のもつ意義を、少し考えておきたい。

まず孝と復讐に関し、桑原氏が復讐を「孝情の発露」と定義して、それを「親に対する……義務」と聊か抽象的に規定された点、牧野氏によれば、

復讐の義務を負う者が何よりも子であったこと……殊にそれは男子の責任であつた（た）

と言われ、子供の立場からする、孝と復讐の深い結び付きが、より明確に規定し直される。さて、牧野氏は、復讐と社会、法との関係一般について、「儒教は種々の制限を加えているとはいえ、概して復讐を人間の重要な義務と認め、これを賞讃していたということができよう。但し復讐の義務は……当時の社会に一般的に一致した詳細な規則や体系があつたわけではないであろう」とし、「漢代には復讐が法律によ

つて禁止されていなかったように感じられる所伝がかなり多い……単に刑罰がなかったばかりか、社会的には大いに賞讃せられ、官の手によつても或る意味での恩賞があつたと解することも出来よう」「結論として、漢代においては復讐者は社会の非常なる賞讃を得て、そのために刑罰は屢々不問に付せられ、或いは減免されたけれども、これは決して復讐を許す法律があつたからではなくて、寧ろ法律は復讐を一般の殺人中に含めて禁止していたのを官吏が自己の道德観或いは社会の輿論に動かされて嚴重に適用しなかつた場合があつたのであると解して置きたい」と述べられる。次いで、牧野氏は復讐の各論に移り、例えば「復讐の原因」を論じて、「嚴格にいえば、復讐とは殺人に対する復讐である」と規定しつつ、「しかし、既に周礼調人の調停すべきものの中にも、殺人と並んで傷害や鬪怒があり……復讐の概念は一層広義に解される場合が多かつた」と言い、復讐の原因が殺人のみに限らないことに留意して、「悪意の対立といえども必ずしも殺人のみによつて生ずるわけではない。なかんずく、注目すべきは周礼のいわゆる鬪怒、即ち侮辱侵害による争鬪である」とされている。ところで、陽明、船橋本孝子伝における魏陽は、父を殺された訳ではないから（蕭広濟孝子伝、逸名孝子伝も同じ）、正しくこの案件の復讐譚に当たることになる。つまり魏陽は少年を殺して復讐を遂げるが、その復讐は、子供の「親に対する……義務」「男子の責任」と見做され、「孝情の発露」とされた行為に外ならない。その意味で、魏陽譚は紛れもなく復讐譚の一種なのであり、魏陽譚が孝子伝に入れられるのも、その復讐譚としての性格に基づく措置であることが分かる。そして陽明、船橋

本孝子伝を一覧すると、7魏陽を始め、復讐譚の系譜を形作る、一連の話群が存在することに気付く。例えば、木母の一臂を斬った隣人を殺す9丁蘭、母を罵った隣人を殺す32魯義士、母を罵り足蹴にした隣家の王奇を殺す37董黯などである。これらはいずれも、魏陽と同様、鬨怒(傷害)による復讐譚と捉えなければならぬ話群と言える。

さらに、牧野氏が、「復讐争闘の集団性」における「親族の集団的責任」というものを論じ、「復讐の対象が必ずしも当人に限らず、屢々その親族縁故に及ぶ」ことがあり、「復讐は屢々親族に延及するものであるから、親族の者もまた当事者と同様に用心しなければならなかった」として、列女伝の「京師節女の話にも、単に板挟みとなった妻の自殺という以上の意味も窺われないではない」と指摘されていることは、頗る興味深い。氏の指摘されたのは、列女伝五節義伝15京師節女であり、それは陽明、船橋本孝子伝43東帰節女と同話なのである(東帰は、京師の字体の転¹⁶)。その43東帰節女は、夫の仇人に父を人質とされた節女が、夫の身代わりとなって仇人に殺されるという話である。この話の前提となるのは、無論仇人による復讐ということだが、状況は聊か複雑で、この話の場合、これまでのように復讐する側の話ではなく、逆に復讐される側の話となっている。そして、仇人による「復讐の対象が必ずしも当人(即ち、夫)に限らず」「親族縁故(父、節女)に及ぶ」状況に陥り、究極におけるその打開策として、節女は、父を救い、夫の身代わりとなることを決意しているのである。面白いのは、当話が、夫に代わって死ぬことで列女伝に入り、父を救うことで孝子伝に入る、事情の垣間見えることである。このように、

陽明、船橋本孝子伝43東帰節女をめぐる状況設定は単純ではないが、それにしても当話が、7魏陽を始めとする復讐譚の系譜に連なることは、改めて指摘するまでもないことであろう。また、牧野氏が、「復讐争闘の集団性」における「賓客交友に就いて」論じ、「客を雇い或いは集めて復讐する場合」、即ち、「自らは手を下さずして他人を雇って復讐する」場合があったことを上げておられるのも、非常に重要である。換言すれば、「刺客を用いる」ということで(それが「広く行われた」ために「刺客の周旋業が会任なる名の下に存在した」とも言われている)、この風潮は、「復讐が単独で行われるよりは寧ろ、できるだけ多くの党を集めて集団的襲撃によって為され」るようになり、「いわゆる客や少年や劍客など」の助けを借りる「傾向の強ま」った結果生じたものと言われ、さらにその前提には、「一層広義に解される」ようになった「復讐の概念」の布及があり、「かかる復讐の傾向は必然単に自己を侮辱した者に対する復讐より親族知友を侮辱した者に及び」、それが「また賓客を喜び交友を尊ぶ気風と合して」いたことがあると説明される、復讐の形である。これは、上記東帰節女に続く、陽明、船橋本孝子伝44眉間尺の場合に当たる。眉間尺譚は、東帰節女譚と同じく、最も理解し難い孝子譚の一つに数えられるが、その粗筋を紹介すれば、次の如くである。父を楚王に殺された眉間尺は、楚王に復讐しようとして企てるが、予め警戒怠りない楚王のために、却って窮地に陥る。深山に逃げ込んだ眉間尺は、賢勇の士を捜して一客に逢い、その助力を乞う。客から首と劍を求められた眉間尺は、直ちに自刎してそれらを与える。客は、眉間尺に代わって楚王の首を斬る、という

話である。この孝子譚として一見理解しにくい肩間尺譚も、牧野氏の論に従えば、「客を雇」う形の復讐譚として、やはり陽明、船橋本孝子伝における、7魏陽以下の復讐譚の系譜末尾に、位置付けることが出来る。

付言すれば、陽明、船橋本9丁蘭において、木母の顔を焼いた妻を、丁蘭が鞭ち離縁するという話柄に関しては、牧野氏が、「復讐の義務者」を考察して、「同族間に殺傷が起った場合」、特に「姻家間には往々かかる対立関係も生じ得た」とされる、「夫妻の親族間において」それが起きた場合の復讐譚という一面に、注意する必要がある。また、32魯義士において、隣人を殺した兄弟が、互いにその罪を代わろうとする話柄に関しては、これも牧野氏が、前述「復讐争闘の集団性」における「親族の集団的責任」を論じた例示として、「當時いかに親族の連帯性が強かったか」、「後漢には親族が相互に他の死刑に代って坐し得ることは、一時法律的にも認められたほどである」とされた、「親族に延及する」復讐譚という一面に、注意する必要があるだろう。そして、「復讐争闘の集団性」における「賓客交友」の意義、取り分け、「刺客」の役割を明らかにされた牧野氏の復讐論は、陽明、船橋本孝子伝のみならず、孝子伝図の成立についても、重要な問題を提起する。例えば後漢武氏祠画像石など、それを代表する遺品と言えようが、その孝子伝図の下段に描かれるのは、八面の刺客伝図なのである^①。孝子伝図が刺客伝図を伴うことは、取り立てて珍しいことではないが、刺客に関する牧野氏の復讐論は、列女伝図と共に両者を一連の凶像と捉える、根本的な視点への道を拓くものと思われる。

最後に、魏陽を咎めた県令について、一言触れておきたい。この県令の権限というものに関して、牧野論文に示唆的な指摘がある。

漢代においては、復讐殺人の刑は概して県令の管轄範囲内にあつたらしく、県令は犯人を放免することもできれば減罪することもできたが、上長官たる郡守国相がこの刑に干渉する際には中央政府に上奏してその許可を得る必要があつたようにも見える。ただし……県令にかかるとも思われず、違法ではあるが正義に適つた行為として往々行われることがあつたというに止まるものかも知れぬ……なお漢代における郡守県令は中央政府の法律を守る義務はあつたけれども、法律上も或る程度の立法権を有し、且つ事実上は自己の意見によって独断専行した事例は甚だ多い

県令の権限については、宮崎市定氏も、

漢帝国は……統治を行うためには官僚制度が必要であるから、已むを得ず官僚機構を立てたが、決して後世のように完備したものではなかつた。漢代の官僚制は一口に言えば、官長の政治である。即ち中央官衙でも地方でも、全責任は一人の官長に委任される。だから苟も長と名のつくものはその部下に対し、その人民に対し、絶大の権力を振つた。地方末端の県の長官でも死刑を実施することができた。長官と長官との間に統属関係はあるが、それは不正を監督するためであり、下級の官長の権力を制限するためのものではなかつた。故に漢の官僚制度は誇張して言えば、夫々独立した官長の集合体だと言ってもよい……但し官長には各々の重要性

によって、位置の上下が俸秩の多寡をもって定められる。そして中央の官衙と地方の官衙とが、夫々相對應する……大小の差こそあれ、一つ一つの単位が長をもつていて独立して行動できるよゝうになつてゐる(二編一章一)

と説明されたところであるが、孝子伝における復讐譚を扱ふ際、法の一義的な執行者としての県令の役割は、なお今後の究明を要する、課題の一つと言へる。

付記

小稿を成すに当たり、東野治之氏から高教を賜つた。心から御礼申し上げたい。

注

- (1) 西野貞治氏「陽明本孝子伝の性格並に清家本との關係について」(『人文研究』7・6、昭和31年7月)
- (2) 今野達氏「陽明文庫藏孝子伝と日本説話文学の交渉 附今昔物語出典攷」(『国語国文』22・5、昭和28年5月)、「古代・中世文学の形成に参与した古孝子伝二種について—今昔物語集以下諸書所収の中国孝養説話典拠考—」(『国語国文』27・7、昭和33年7月)以下に詳しい。
- (3) 宮崎市定氏『九品官人法の研究 科挙前史』(中公文庫、平成9年初出、昭和31年)
- (4) 漢代の選挙については、宮崎氏注(3)前掲書の他、例えば永田英正氏「漢代の選挙と官僚階級」(『東方学報 京都』41、昭和45年3月)、東晋次氏「後漢時代の選挙と地方社会」(『東洋史研究』46・2、昭和62年9月)、また六朝期のそれについては、越智重明氏

- (5) 晋南朝の秀才・孝廉(『史淵』116、昭和54年3月)などに詳しい。
- (6) 西野氏注(1)前掲論文
- (7) 小川環樹氏等編『新字源』(角川書店、昭和43年)、尾崎雄二郎氏等編『大字源』(角川書店、平成4年)
- (8) 藤田至善氏編『後漢書語彙集成』上(京都大学人文科学研究所、昭和35年。底本は百衲本)
- (9) 孝子伝の画像資料については、拙稿「孝子伝の図—後漢、北魏を中心とする—」(『説話文学研究』34、平成11年5月)参照。
- (10) 東野治之氏「律令と孝子伝—漢籍の直接引用と間接引用—」(伊藤博、稲岡耕二氏編『万葉集研究』24、平成12年6月)
- (11) 柳宗悦氏「粟浪彩篋略解」(『工藝』57、昭和10年10月。東野治之氏教示)
- (12) 小島憲之氏「万葉以前—上代びとの表現—」(岩波書店、昭和61年)6章
- (13) 拙稿「令集解の引く孝子伝について」(『京都語文』3、平成10年10月)
- (14) 東野氏注(9)前掲論文
- (15) 桑原隲藏氏「中国の孝道」(講談社学術文庫、昭和52年。初出、昭和3年)
- (16) 牧野巽氏「漢代における復讐」(『中国家族研究』下へ牧野巽著作集2、御茶の水書房、昭和55年)八所収)
- (17) 西野氏注(1)前掲論文、四節注②参照。
- (18) 長廣敏雄氏編『漢代画像の研究』(中央公論美術出版、昭和40年)一部参照。
- (19) 宮崎氏注(3)前掲書

(くろだ あきら 国文学科)
二〇〇〇年十月十八日受理